

SAMPLE

グリーンヴィレッジ・東川建築緑化協定運営委員会規則

（目的）

第1条 この規則は、「グリーンヴィレッジ・東川 建築緑化協定」（以下「協定」という）
第12条に基づき、協定の遵守と「グリーンヴィレッジ・東川建築緑化協定運営委員会」
（以下「運営委員会」という）の円滑な運営を図ることを目的とする。

（運営委員会）

第2条 運営委員会は所有者等の互選による委員から構成され、任期は2年とし次の役員
を置く。

- （1） 委員長 1名
- （2） 副委員長 1名
- （3） 委員 2名
- （4） 会計 1名
- （5） 監事 2名

2 運営委員会が必要に応じ、委員長が召集することができる。

3 委員会は委員の過半数の出席によって成立する。

4 委員会の議決事項は、出席委員の過半数の賛成によって議決する。

（設置）

第3条 運営委員会の事務所は、委員長宅内に置く。

（委員の職務）

第4条 運営委員会の円滑な運営を図るため、委員の職務を以下のとおり定める。

- （1） 協定区域内における建築物等の事前書類審査
- （2） 定期的な協定区域内の協定運用指導
- （3） 違反者に対する是正勧告
- （4） 所有者等の協定遵守に関する相談
- （5） グリーンヴィレッジ住人のコミュニティ活性に係る事業の企画運営
- （6） その他、協定に定められた事項の実施（緑化管理、公共用地の共同管理）

（集会）

第5条 運営委員会は年1回以上の全員集会を開催し、運営委員会委員の選任及びその他
必要な事項について検討するものとする。

2 全員集会は、所有者等の 1/3 以上の出席により成立し、議決事項は過半数の賛成によっ
て議決する。

（会費）

第6条 所有者等は、委員会の運営経費として、運営委員会で決定した会費を負担する。

2 運営委員会の会計は、全員集会において報告、提案するものとする。

（その他）

第7条 本規則に定めのない事項については、全員集会の承認を得て決定することとする。